

第1章 調査概要および日本の現状

昨今、日本でも詐欺をはじめとする多数の消費者を巻き込んだ事件が多発している。それらは少額同種の被害という特徴があるが、個々の消費者は費用及び効果との観点から、自ら訴訟を提起するなどして被害回復を図ることを断念しがちであり、その一方で加害者に多額の利益が残ることになる。こういった状況下、集団的消費者被害等回復のための制度を検討する必要に迫られている。

また、平成19年6月から内閣総理大臣が認定する一定の消費者団体（適格消費者団体）に事業者の不当な行為の差止請求権を付与する「消費者団体訴訟制度」の運用が始まっているが、過去の消費者被害の回復をどのように扱うか、また、活動資金の確保など、検討すべき項目も多い。

一方、諸外国においては既に集団訴訟制度をはじめとする消費者被害回復制度が整備、運用されている。

米国では、州司法長官(The State Attorney General、以下「AG」と呼ぶ)による父権訴訟(Parens Patriae Action。以下、同訴訟を提起する権限を「Parens Patriae」と呼ぶ。)やクラスアクション、さらには消費者団体による活発な活動など、各国の中でも最も運用が進展していると思われる。しかし、消費者保護の中でも大きな役割を担っている各州のAGが、個々の消費者に対する訴訟係属の通知の方法、損害賠償額の算定方法、民事調査請求の内容、賠償金などの分配方法など、実際にどのように集団訴訟制度を運用しているかは不明な部分も多い。

また、ノルウェーにおいては、2005年に民事訴訟法の改正が行われ、2008年1月1日から運用が開始されており、その中で集団訴訟制度も導入されている。被害額が大きい場合はOpt In方式、被害額が少額の場合はOpt Out方式という混合型を採用しており、それらの導入過程から参考になる部分も大きいと思われる。

さらに、スウェーデンでは、2003年よりOpt In方式の集団訴訟制度が運用されており、制度導入時にはOpt Out方式も検討されたが、最終的にはOpt In方式に至った経緯など、今後我が国でも参考にできる部分も多いと思われる。

そこで、内閣府は平成20年12月から平成21年3月にかけて、本調査を株式会社クロスインデックスに委託し、アメリカ、北欧などの消費者保護関連機関への現地ヒアリングを中心とした調査を実施した。本調査の実施にあたっては、慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授三木浩一先生ならびに成蹊大学非常勤講師佐野つぐ江先生から監修、資料提供、現地調査同行ヒアリング、報告書執筆など多大なご協力をいただきながら実施した。